

【概要版】 第2次名張市男女共同参画基本計画 ベルフラワーⅡ（改訂版）

第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ（改訂版）2022（令和4）年3月策定
名張市地域環境部人権・男女共同参画推進室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL：0595-63-7559 FAX：0595-63-4677 E-mail：kyodo@city.nabari.mie.jp

1. 計画策定の趣旨

名張市では、「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、2007（平成19年3月に「名張市男女共同参画基本計画」を策定、2017（平成29）年に「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」を策定し、様々な取組を進めてきました。

計画策定から10年以上が経過した中で、市民意識調査の結果など一定の成果を上げてはいるものの、性別による差別的な扱いや、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画社会を実現するためには、まだ多くの課題が残されています。

これまでの成果や課題を基に、近年の社会情勢の変化や市民意識調査、また、SDGsの視点を加えて、家庭、教育現場、働く場、地域などあらゆる分野での共同参画と協働が進むよう、実効性のある取組を進めていくため、2021（令和3）年度に中間見直しを行いました。

2. 計画の期間

現行の本計画は、市総合計画『新・理想郷プラン』や、国の男女共同参画基本計画などとの整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、2026（令和8）年度を目標年度としています。今回、計画の中間年度である2021（令和3）年度に計画の見直しを行いました。

3. 計画の位置付け・重点項目

本計画は、名張市総合計画『新・理想郷プラン』の分野別計画として、また、女性活躍推進法に定める市町村推進計画及び配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画として位置付けます。また、国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の4つの事項を重点項目として位置付け、具体的な取組を進めます。

（1）意識啓発のさらなる推進とワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

（2）事業所、地域、行政分野における女性の活躍推進

政策や方針を決定する過程への女性の参画など、女性の活躍を推進する取組を進めるため、事業所や地域への働きかけを進めます。行政分野においては、女性活躍推進法に基づき本市が策定した名張市特定事業主行動計画に沿った取組を進めます。

（3）防災における男女共同参画

防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

（4）すべての人の人権尊重

性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的マイノリティについての理解の促進や、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

4. 計画とSDGs

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民・地域・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働して取り組むものです。

また、この具体的な取組みは、SDGsと同じ方向性を持つものです。

本計画に定める「重点課題」「施策の方向」とSDGsの関連は、次表のとおりです。国際的な約束である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の推進につながるよう、取組を継続していきます。

5. 計画の体系

基本目標	重点課題	施策の方向	関連するSDGsの目標	すべてに関連するSDGsの目標
I 男女共同参画意識の確立	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり	4 質の高い教育をみんなに	   
		2 働く場における男女共同参画の意識づくり		
	②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成	4 質の高い教育をみんなに	
		4 家庭・地域における教育、学習の推進		
		5 国際的協調の推進		
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4 質の高い教育をみんなに	
		7 審議会などにおける積極的な女性の登用	8 働きがいも経済成長も	
		8 事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進		
	④地域における男女共同参画の推進	9 地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4 質の高い教育をみんなに	
		10 人材育成のための講座などの実施		
	⑤働く場における男女共同参画の推進	11 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	8 働きがいも経済成長も	
		12 農林業、商工業などの女性従事者への支援	13 気候変動に具体的な対策を	
		13 女性の就労・能力開発のための支援		
	⑥防災における男女共同参画の推進	14 防災における女性の参画拡大	13 気候変動に具体的な対策を	
		15 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		
III 家庭生活と社会活動の両立支援	⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16 男性の積極的な家事・育児・介護への参加	3 すべての人に健康と福祉を	
		17 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	8 働きがいも経済成長も	
	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を	
		19 地域で子どもを育てる環境づくり		
	⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20 ひとり親家庭などに対する支援の充実	1 貧乏をなくそう	
		21 高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実	2 質の高いエネルギーをみんなに	
			3 すべての人に健康と福祉を	
IV すべての人の人権が尊重される環境づくり	⑩男女の人権尊重	22 性別に左右されない人権尊重の意識づくり	4 質の高い教育をみんなに	
		23 メディアなどにおける人権尊重	16 平和と公正	
	⑪あらゆる暴力の根絶	24 権利侵害についての相談体制の充実	1 貧乏をなくそう	
		25 DV防止対策及び被害者支援の充実	2 質の高いエネルギーをみんなに	
		26 セクシュアルハラスメントなどの防止	3 すべての人に健康と福祉を	
	⑫生涯にわたる健康の確保	27 生涯にわたる健康の保持促進	1 貧乏をなくそう	
		28 性差に応じた健康支援の推進	3 すべての人に健康と福祉を	
			16 平和と公正	

は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

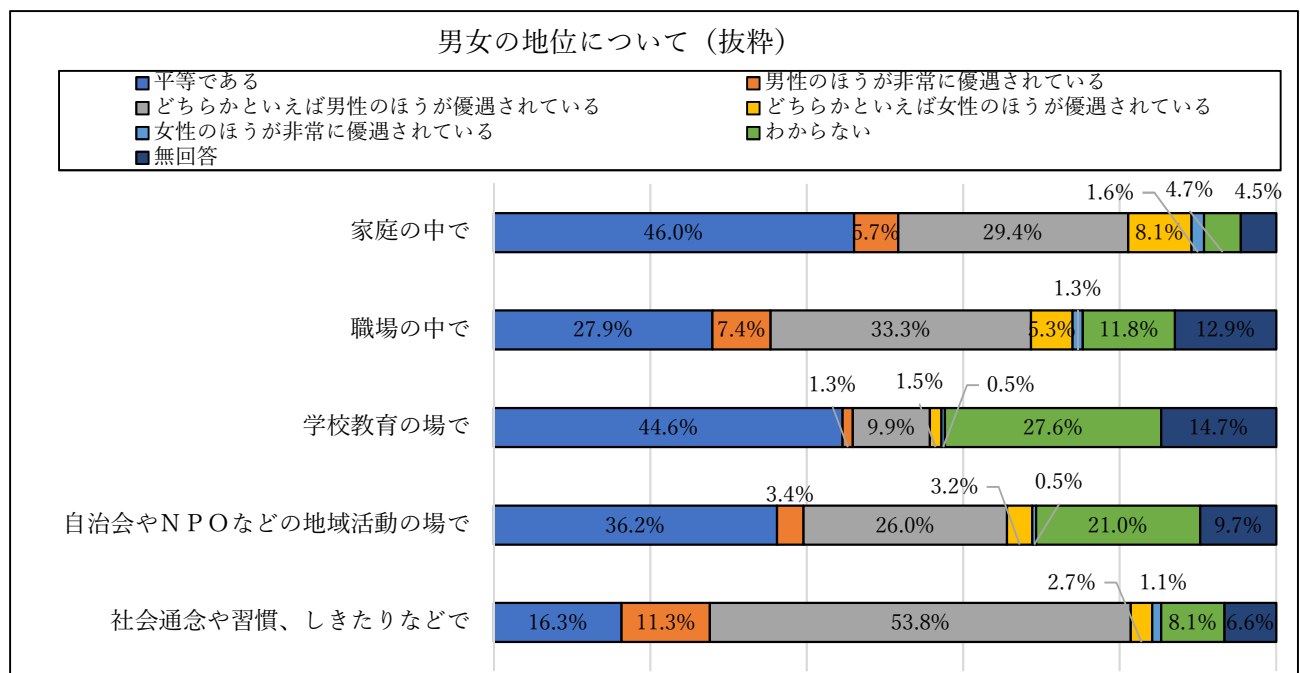
は配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置付ける項目

6. 計画の基本目標・重点課題・施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

現状と課題

毎年実施している市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識に同感しない」という市民の割合が80%を超えており、少しずつ「男女平等」の意識に変化が見られます。一方で、男女の地位については、「平等」と答えた人の割合が増加傾向にあるものの、女性より「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が高くなっており、実態としては男女共同参画が進んでいない状況です。男女共同参画社会の実現のためには、市民、教育現場、事業者、地域、行政が一体となって、男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めていくことが必要です。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（2020年）

重点課題・施策の方向

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり	★
	2	働く場における男女共同参画の意識づくり	
②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成	◆
	4	家庭・地域における教育、学習の推進	
	5	国際的協調の推進	

1. 施策の方向のうち、★は、女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目
2. 施策の方向のうち、◆は、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目



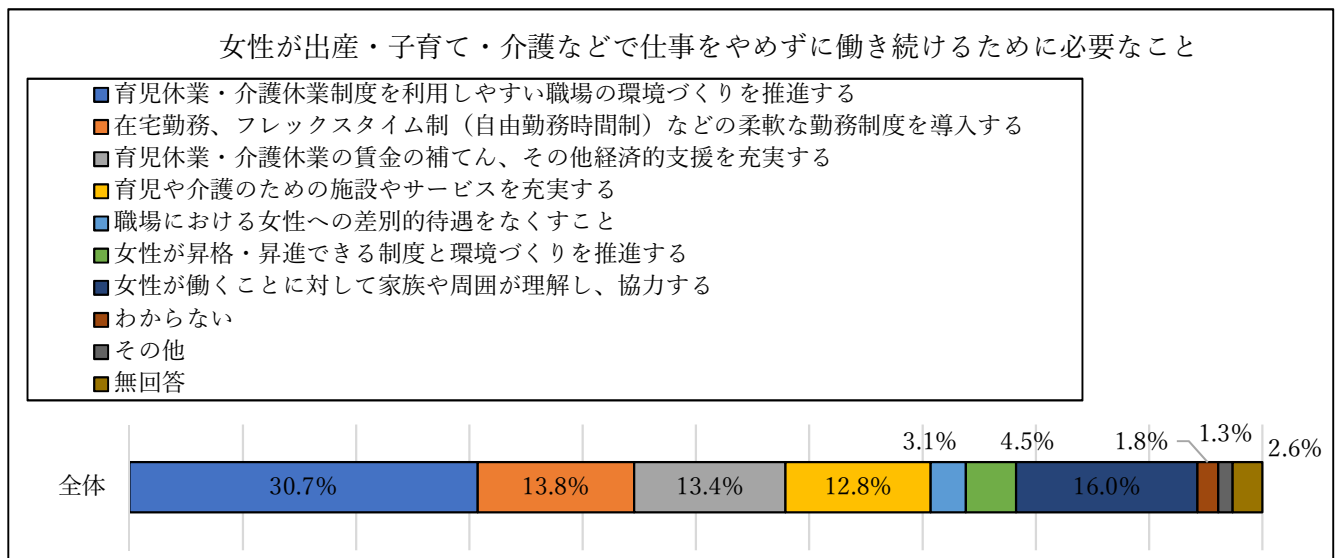
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進



現状と課題

日本はジェンダー・ギャップ指数でみると156か国中120位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことが課題として挙げられており、行政分野での政策や方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、民間事業者に向けて、女性の管理職への参画拡大や人材育成のための支援をする必要があります。

また、男性中心の働き方は、子育て・家事・介護などへの男性の参画を困難にし、女性の仕事や家庭、地域コミュニティなどへの参加や、男性の仕事と生活の調和の実現を妨げる要因の一つとなっています。男女が共に働きやすい職場づくりを推進するためには、男女間の性別による格差解消に向けた取組などを働き掛ける必要があります。また、市民が主体となって活動している地域づくり組織での女性の活躍に対する支援や、自助・共助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を図る必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査(2020年)



重点課題・施策の方向

③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	★
	7	審議会などにおける積極的な女性の登用	★
	8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進	★
④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大	★
	10	人材育成のための講座などの実施	★
⑤働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	★
	12	農林業、商業などの自営業者への支援	★
	13	女性の就労・能力開発のための支援	★
⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災における女性の参画拡大	★
	15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	★

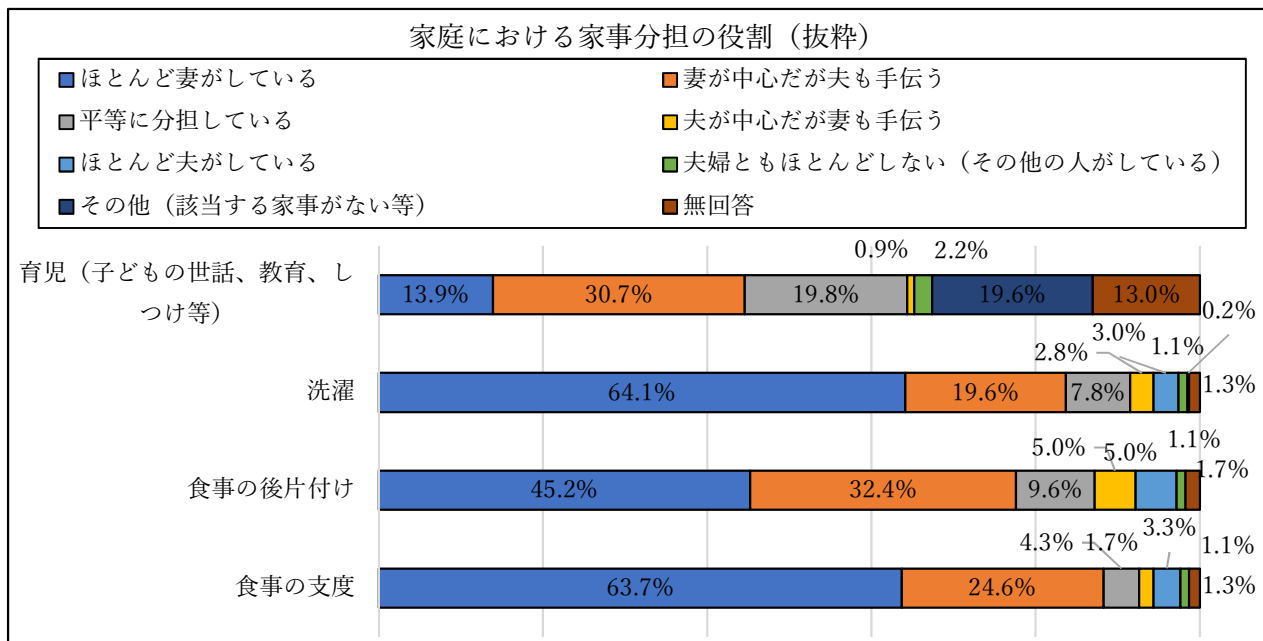
基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

現状と課題

少子高齢化の進行により、家事・子育てとともに、今後は、介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女が共に協力し、家事・子育て・介護など、家庭での共同参画を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていく必要があります。

また、高齢、障害、ひとり親など、様々な困難を抱えた人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取組を進めていく必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（2020年）

重点課題・施策の方向

⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加	★
	17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	★
⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実	★
	19	地域で子どもを育てる環境づくり	★
⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	ひとり親家庭などに対する支援の充実	★
	21	高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実	★



基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

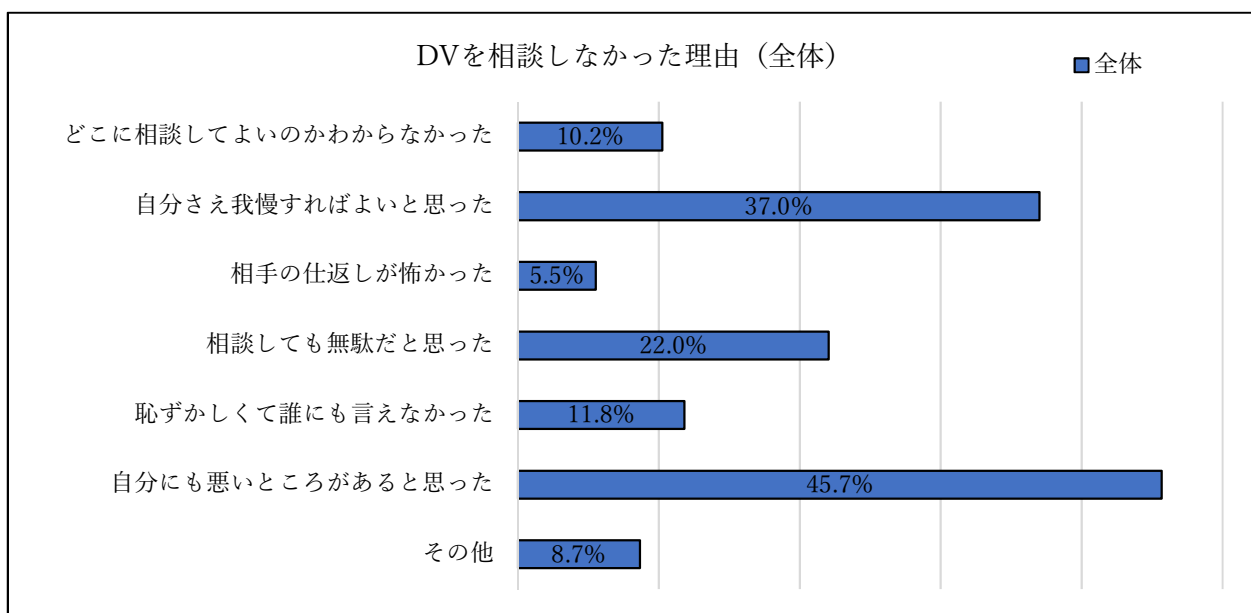


現状と課題

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。あらゆる暴力や性別による差別的な扱いは、許されるものではありません。根絶に向けた取組を進める必要があります。

なかでも、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、関係機関の連携による被害者救済、自立に向けた支援が必要です。

また、性的マイノリティとされる人たちへの理解の促進と、ライフステージと性差に応じた健康支援の推進が必要です。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（2020年）



重点課題・施策の方向

⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり	
	23	メディアなどにおける人権尊重	
⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実	◆
	25	DV防止対策及び被害者支援の充実	◆
	26	セクシュアルハラスメントなどの防止	◆
⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康の保持促進	
	28	性差に応じた健康支援の推進	



7. 数値目標一覧

基本 目標	該当 ページ	項 目	計画策定時 2014(H26)	中間値 2020(R2)	目標値 2026(R8)	担当室
Ⅰ 男 参 の 画 確 女 画 立 共 意 同 識	P 14	男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	83.2%	90%	人権・男女共同参画推進室
		男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	—	29回	160回	人権・男女共同参画推進室
	P 17	「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.2% 条例:19.9%	宣言:16.6% 条例:12.8%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室
Ⅱ あ 男 ら 女 女 共 ゆ 同 共 参 分 画 野 推 画 進 に の お け け る	P 21	「女性活躍推進法」の認知度	—	18.3%	40%	人権・男女共同参画推進室
		市における女性の管理職の割合（全体／一般行政職）	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:29.9% 一般:24.7%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
		市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	18%	9.3%	40%	人事研修室
		審議会等の女性委員の割合	25.7%	27.1%	40%以上60%以下	行政改革推進室
		女性委員のいない審議会等数	13	18	0	行政改革推進室
		小中学校における女性校長の割合	10.5%	21.1%	30%(県)	学校教育室
		小中学校における女性教頭の割合	21%	31.6%	30%(県)	学校教育室
		「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	9.2%	30%	人権・男女共同参画推進室
	P 24	地域における男女共同参画に関する講座等の開催数	—	—	15回	人権・男女共同参画推進室
	P 26	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	27.7%	35.6%	36%	商工経済室
		農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	21.4%	29%	農業委員会
		認定農業者における女性農業者数	3人	2人	4人	農林資源室
	P 31	防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,584	3,750	危機管理室
		防災講習会の年間開催回数	25回	10回	30回	危機管理室
		名張市消防団における女性団員数の割合	—	—	5%	消防総務室
Ⅲ 家 活 庭 動 生 の 活 画 画 と 立 立 社 支 会 援	P 33	市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	60%	100%	人事研修室
		市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	1人	5人	人事研修室
		市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	170時間	180時間	人事研修室
		市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	11.5日	15日	人事研修室
		働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	27.4%	33.8%	34%	商工経済室
	P 38	待機児童数	27人	0	0	保育幼稚園室
		市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て支援施策に満足しているとした市民の割合	52.7%	68.6%	70%	保育幼稚園室
	P 41	生活保護を受けている割合（保護率）	0.75%	0.66%	0.7%	生活支援室
		有償ボランティアなどによる住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	10地域	15地域	医療福祉総務室
Ⅳ す 権 環 権 境 が づ 境 て づ の づ 重 の づ く づ 人 さ さ り の れ れ る	P 44	「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	43.8%	100%	人権・男女共同参画推進室
	P 46	「DV防止法」の認知度	71.2%	62.4%	80%	人権・男女共同参画推進室
		セクハラ防止対策をしている事業所の割合	73.1%	62%	80%	人権・男女共同参画推進室
	P 51	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度	3.2%	2.3%	20%	人権・男女共同参画推進室
		健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	81.5%	85%	健康・子育て支援室
		朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:81.5% 中:81.7%	97%	学校教育室

（備考）

1. ■は市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定した目標値です。
2. 「市における管理職になりたいと考える女性職員の割合」の現状値の年度は、2015(平成27)年度です。
3. 「小中学校における女性校長の割合」及び「小中学校における女性教頭の割合」における目標値の年度については、三重県教育委員会特定事業主行動計画に基づく数値目標のため2025(令和7)年度です。
4. 「地域における男女共同参画に関する講座等の開催数」については、令和4年度から新たに設置する項目であるため、現状値及び中間値は定めていません。
5. 従来の数値目標項目であった「女性消防団員定数の充足率」については、平成31年の規則改正等により女性団員の定数(20人)や所属が見直されたため、新たな数値目標として、名張市消防団全体の実員(426人)に対する女性消防団員の割合を数値目標とする「名張市消防団における女性団員数の割合」に変更しました。